

新型コロナウイルス感染症の影響により

事業収入が減少した中小事業者等の

令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

申告期限

令和3年1月31日(日)消印有効

1 申告期間及び申告方法

令和3年1月4日(月)から令和3年1月31日(日)まで

下記提出書類を郵送、電子申請(eLTAX)またはご持参ください。

新型コロナウイルス感染症予防のため、ぜひ郵送をご利用ください。

2 軽減の対象者及び軽減率

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3カ月の事業収入の合計が、前年同期と比べて30%以上減少している中小事業者等で、令和3年1月31日(日)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

【対象となる中小事業者等】

資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

【売上高減少要件及び軽減割合】

2020年2月～10月までの任意の3か月間の 売上高の対前年同期比 減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

3 提出書類

(1) 特例申告書

加須市HPからダウンロード・印刷することができます。

本申告書に「認定経営革新等支援機関等(※)確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。

(※) 認定経営革新等支援機関等は、税理士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。

認定経営革新等支援機関等の詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(3) 収入が減少したことを証する書類(写)

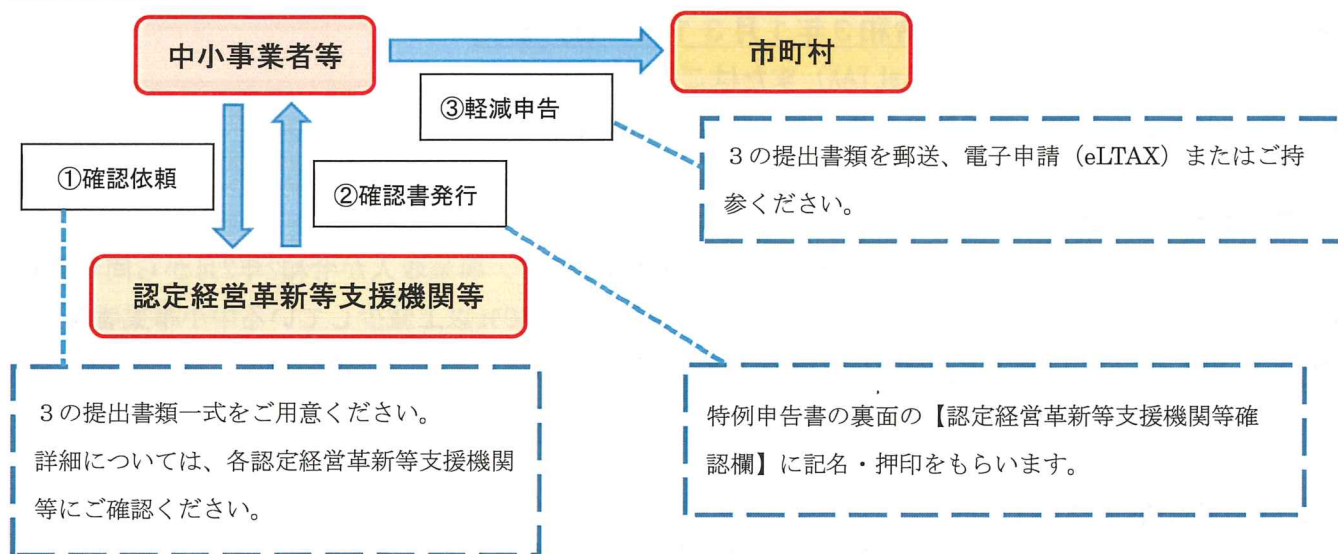
会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

4 申告の流れ



申告期限(令和3年1月31日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めにご申告いただきますようお願いいたします。

5 申告書の提出先・お問い合わせ先

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市役所 総務部税務課 資産税担当

TEL: 0480-62-1111 (内線124, 125)